

平成19年度 事業計画

浄化槽における汚水処理人口は年々増加し、平成17年度末には1,093万人の国民が利用しており、浄化槽の普及は、快適で潤いのある生活環境の創出と公共水域の水質保全に極めて重要な施策である。

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会浄化槽専門委員会において、環境行政全般の進展や社会状況の変化を踏まえた今後の浄化槽の在り方として「浄化槽ビジョン」の取りまとめが行われ、今後の浄化槽の普及推進を図るため、既存単独処理浄化槽の合併化も含めた面的整備、地域住民の環境意識の高揚、持続的発展が可能な社会を構築するための浄化槽システムの構築等が提案されている。

また、浄化槽推進関係予算についても、浄化槽整備事業の総額で平成18年度と同額の予算措置がなされ、合併処理浄化槽への転換に係る単独処理浄化槽撤去費の助成条件の拡充、浄化槽市町村整備推進事業の助成要件の緩和等、浄化槽の設置推進にかかる体制整備が行われており今後、各地方公共団体が効率的に整備を行っていくうえで、浄化槽の役割がますます重要となってきた。

このような状況の中、当センターでは、県所有の宮西ビル売却に伴う退去により、昭和46年の設立以来最大の事業となるセンター自社事務所の購入を計画している。

また、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換のPRを推進し、県内の公共水域における水質保全、水資源の確保に向けて取り組む必要がある。

法定検査事業においては、11条検査における未受検者への対応を保健所等と連携し、推進するとともに、効率的な維持管理が図れる一括契約システム（保守点検＋清掃＋法定検査）の充実・拡大及び検査実施率向上に有効な「採水員制度」の導入に向けて制度の確立に努める。

以上を重点に次の事業を実施する。

1. センター自社事務所の購入

宮西ビル(県所有)売却に伴う退去により、下記の場所の土地・建物を購入する。

(1) 購入地住所

松山市辻町2-31

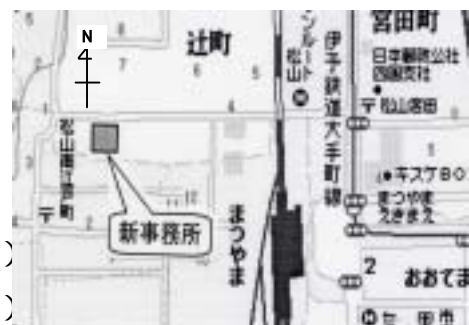
(2) 事務所の概要

鉄骨造陸屋根4階建て(平成3年築)

敷地面積：654.75m²(198.40坪)

延床面積：687.94m²(208.46坪)

駐車場：16台分(玄関先 6台・建物裏 10台)



- 1階 玄関ホール、水質検査室
- 2階 事務所、倉庫 他
- 3階 事務所、応接室 他
- 4階 会議室、更衣室 他

(3) 事業費の概要

- ・土地・建物購入費 120,000 千円
- ・登記等手数料 7,500 千円
- ・改修費 20,000 千円 総事業費合計 147,500千円

2. 浄化槽（合併処理）の普及啓発

- (1) 既設単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に向けたPRを推進するため、ステッカー（車両添付用）を作成し全会員へ配布することにより、広く県民に啓発を図る。
- (2) 県及び市町に対し、補助基数の拡大及び補助金額の増額について、会議等のあらゆる機会を活用し、要請活動を実施する。
- (3) 行政機関等が主催する浄化槽の普及啓発事業に積極的に参画するとともに、支部が主催・協賛する普及活動に補助金を交付する。
- (4) 「浄化槽業務推進連絡会」（浄化槽整備事業実施市町が参加）を開催し、維持管理補助制度等の創設を要請するとともに、適正な施工・維持管理及び円滑な法定検査の推進を図る。

3. 法定検査の推進

- (1) 「第四次法定検査実施5ヶ年計画」の3年目に当たる今年度は、7条検査4,600基、11条検査36,300基の計40,900基を検査員19名体制（1名増員）で実施する。
- (2) 環境省が推奨する一括契約システム（保守点検＋清掃＋法定検査）の地域拡大を図るとともに、更なる検査の効率化を目指し、「採水員制度」の検討を行い、制度の確立を図る。
- (3) 浄化槽法改正に伴う法定検査未受検者への周知・啓発を行うため、パンフレットを作成・配布する。
- (4) 法定検査未受検者への指導、設置基数の把握及び浄化槽法に係る市町への事務権限移譲等に対処するため、コンピューターによる「浄化槽設置台帳」の整備を行う。
<権限移譲の市町> 上島町、八幡浜市、愛南町（平成19年4月1日 施行）
- (5) 法定検査の結果、不適正等と判定された浄化槽を対象に、検査対策委員会において改善指導等を行うとともに、県及び市町と連携しながら不適正浄化槽の減少に努める。

4. 研修会の開催

- (1) 浄化槽に係る最新情報を会員に提供するため、「浄化槽技術研修会」を開催する。
- (2) 支部が主催・協賛する地域に即した浄化槽技術研修会に対し、補助金を交付する。

5. 各種委託事業の実施

愛媛県及び松山市等の委託事業を受託し、自主管理機能の体制整備、適正な施工・維持管理の推進、法定検査の啓発に努める。

< 愛媛県 >

- ・ 浄化槽登録業者指導事業

< 松山市 >

- ・ 浄化槽保守点検業者登録等指導事業
- ・ 浄化槽設置整備事業に係る確認事業
 - 1) 単独処理浄化槽等からの転換の事前状況 (375基)
 - 2) 浄化槽の据付工事状況 (980基)
 - 3) 設置後の機能等の状況 (980基)

< (財)日本環境整備教育センター >

- ・ 全浄協登録浄化槽実地調査 (14基)

6. 組織の整備強化

- (1) 平成20年12月に施行予定の公益法人制度改革3法に対応し、公益認定を取得するため、組織体制の整備を図る。
- (2) コンピューターを活用し、支部の事務・業務の効率化を図るとともに、支部との事務の連携強化を図る。

7. 広報活動

- (1) 機関誌「えひめの浄化そう」の発刊(年2回)及び「全浄連ニュース」等による情報提供に努める。
- (2) 維持管理(保守点検・清掃・法定検査)の強化を図るため、パンフレット等を作成し、会員を通じ設置者等に配布することにより広く啓発を図る。
- (3) 公益法人として、環境保全に係る地域に密着したボランティア活動等に参加、協力する。
- (4) 行政機関等の要請に基づき、支部が主催・協賛する事業(浄化槽教室等)の推進に協力する。

8. 関係機関、団体との連携強化

- (1) 行政機関及び各関連団体との連携を深め、事業の円滑な推進を図る。
- (2) (社)全国浄化槽団体連合会四国支部、法定検査機関四国地区協議会の支部長・会長県として、関係機関との連絡調整を図り、浄化槽業界の発展に努める。

- ・ 浄化槽設置整備事業（個人設置型） 12市町
- ・ 浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型） 4市町
- ・ 個人設置型と市町村設置型の両事業 4市町

（平成19年4月1日現在）

支 部	市 町 名
四国中央	四国中央市
新居浜	新居浜市
西 条	西条市
今 治	(市町村事業) (市町村事業) 今治市、上島町
松 山	(市町村事業) (市町村事業) 松山市、東温市、久万高原町、伊予市、松前町、砥部町
大洲喜多	大洲市、内子町
八幡浜	(市町村事業) (市町村事業) 八幡浜市、伊方町
西 予	(市町村事業) 西予市
宇和島	(市町村事業) 宇和島市、鬼北町、松野町、愛南町

- （注） 1．網掛けの4市町は、個人設置型と市町村設置型の両事業を実施。
- 2．ゴシックは、既設単独処理浄化槽等(汲み取り便所も含む)から合併処理浄化槽への転換に対する上乗せ補助制度がある市町。